

県 土 第 0 3 - 2 5 3 号

令和 7 年 3 月 1 8 日

各発注機関の長 様

県土整備部理事

(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

配置（予定）技術者の取扱について（通知）

このことについては、令和6年6月14日付け県土第03-54号により運用しているところですが、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）」等改正法が施行され、情報通信機器を活用する等の一定の要件を満たすことで専任を要する工事の兼務が可能になったことに伴い、配置（予定）技術者の取扱を下記のとおり定めましたので通知します。

なお、この通知に伴い、令和6年6月14日付け県土第03-54号は令和7年3月31日をもって廃止します。

記

1. 配置（予定）技術者の取扱

(1) 特定建設工事共同企業体が受注した場合の取扱

三重県公共工事共通仕様書の規定により、当初工事請負代金額8000万円以上の工事については、請負者（共同企業体の各構成員を含む。）は、1級の資格者を配置しなければならないこととなる。

ただし、競争入札審査会で工事の内容等から共同企業体の代表者以外の構成員については、2級の資格者であっても適正な施工が確保できると判断した場合は、入札公告等により2級の資格者でもよい旨明記して募集し、配置を認めても差し支えないものとする。

(2) 経常建設共同企業体が受注した場合の取扱

三重県公共工事共通仕様書で定める監理技術者又は主任技術者で国家資格を有する者を各構成員ごとに配置しなければならない。

(3) 配置（予定）技術者を変更する場合については、直ちに審査会に諮ること。

(4) 共通仕様書1-1-1-46 主任技術者及び監理技術者 6. (2) に定められている制限を越えない場合に契約するものとする。

2. 契約時における配置技術者確認の取扱

(1) 契約時の提出書類

「現場代理人等通知書（要綱様式-1）」、経歴書（要綱様式-1（2））、契約時における主任技術者又は監理技術者チェックリスト（別記様式1）（以下「別記様式」という。）及びその添付書類。

なお、主任（監理）技術者、営業所技術者等の専任特例を活用する場合は、次のいずれかを合

わせて提出すること。契約時における専任特例１号の主任技術者等チェックリスト（別記様式２）、契約時における専任特例２号の監理技術者チェックリスト（別記様式３）、契約時における専任特例営業所技術者の主任技術者等チェックリスト（別記様式４）、契約時における専任特例営業所技術者の主任技術者チェックリスト（別記様式５）（以下「別記様式」という。）及びその添付書類。

（２）契約時の内容確認

請負者から提出された添付書類及びコリンズ等により別記様式等に記載された内容の確認を行うこと。

なお、三重県公共工事共通仕様書1-1-1-46 主任技術者及び監理技術者 6.（２）の確認（技術者の兼務制限の確認）については、別記様式により行うものとする。

（３）その他

事前（入札時）に一般競争入札実施要綱様式第２－１号 企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書を求めているか否かに関わらず、契約時に請負者に対し別記様式の提出を求めるものとする。

なお、事前（入札時）に一般競争入札実施要綱様式第２－１号を求めている入札の場合にあつては、入札に係る事後審査時に当該技術者について、入札の申込最終日以前３か月以上の雇用関係の確認を行っていることから、契約時にその確認を行う必要はないものとする。ただし、契約時点における雇用関係の確認については行うものとする。

3. 適用時期

令和７年４月１日以降の契約にかかるものから適用します。

事務担当

県土整備部 建設業課 入札制度班

電話：０５９－２２４－２７２３